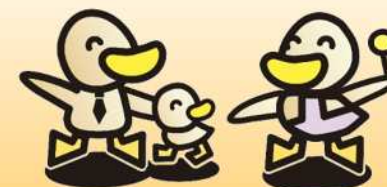




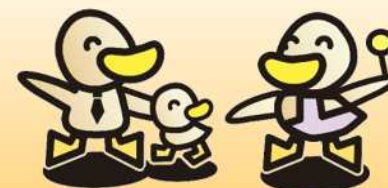
世田谷区の現況と子ども計画(第2期) 及び子ども・子育て支援新制度の概要

- ・人口動態、保育・幼児教育事業の供給・利用状況等
- ・子ども計画(第2期)について
- ・子ども・子育て支援新制度について





人口動態、保育・幼児教育 事業の供給・利用状況について

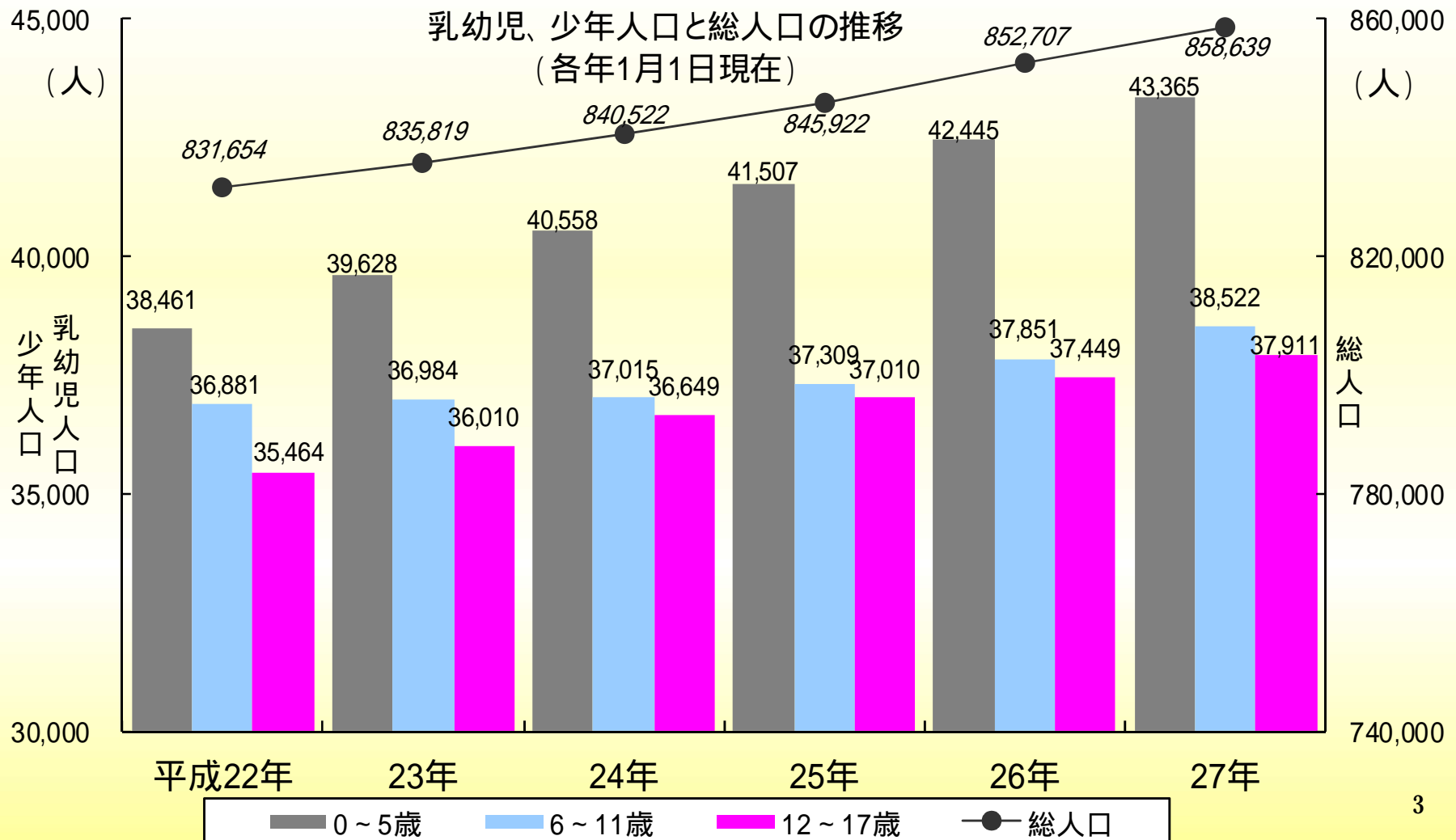


< 世田谷区の人口の推移 >

世田谷区の総人口・児童人口ともに増加傾向にあり、特に乳幼児の増加が著しい

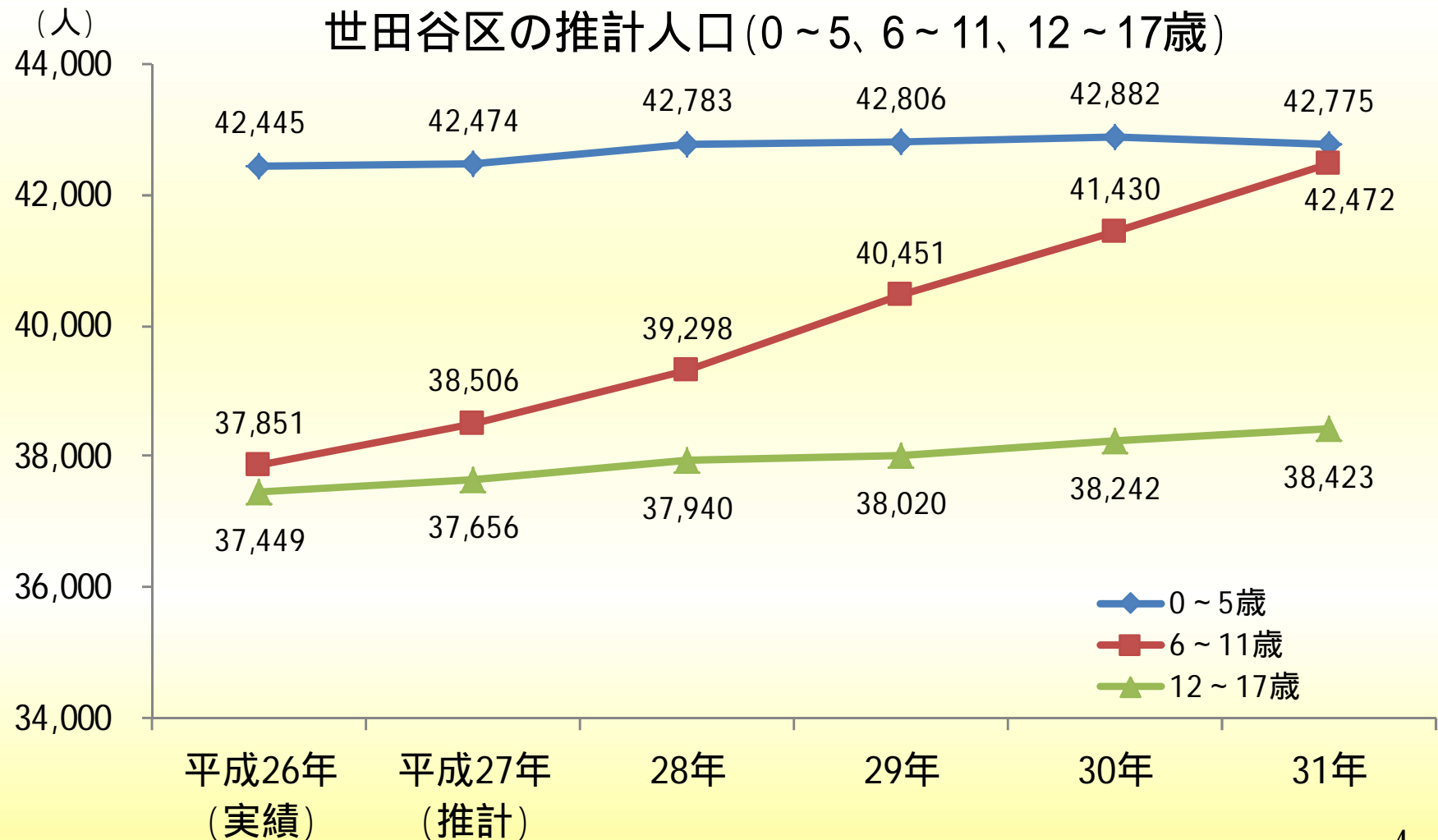
< この5年間の人口の増減(平成22年 27年) >

- ・ 総人口 26,985人増
- ・ 0～5歳の人口 4,904人増
- ・ 6～11歳の人口 1,641人増
- ・ 12～17歳の人口 2,447人増



< 世田谷区の人口推計 >

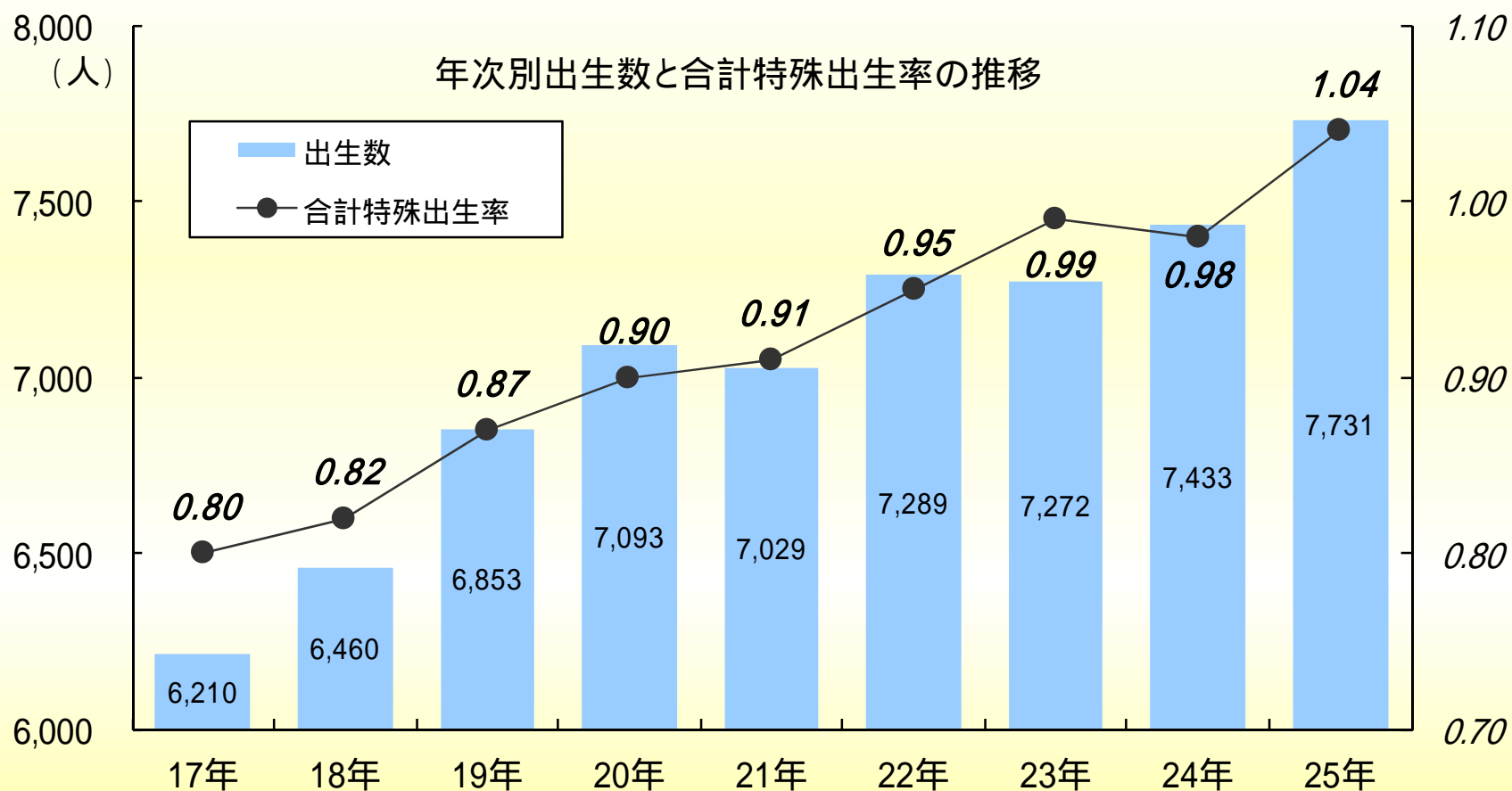
今後5年間の人口推計は、6～11歳人口は増え、0～5歳、12～17歳人口はほぼ横ばいと推計が出ているが、平成27年1月の時点で乖離が生じており、今後の人口動態を踏まえ見直しを行うことを予定している。



< 年次別出生数と合計特殊出生率の推移 >

出生数、合計特殊出生率ともに近年は増加傾向にある

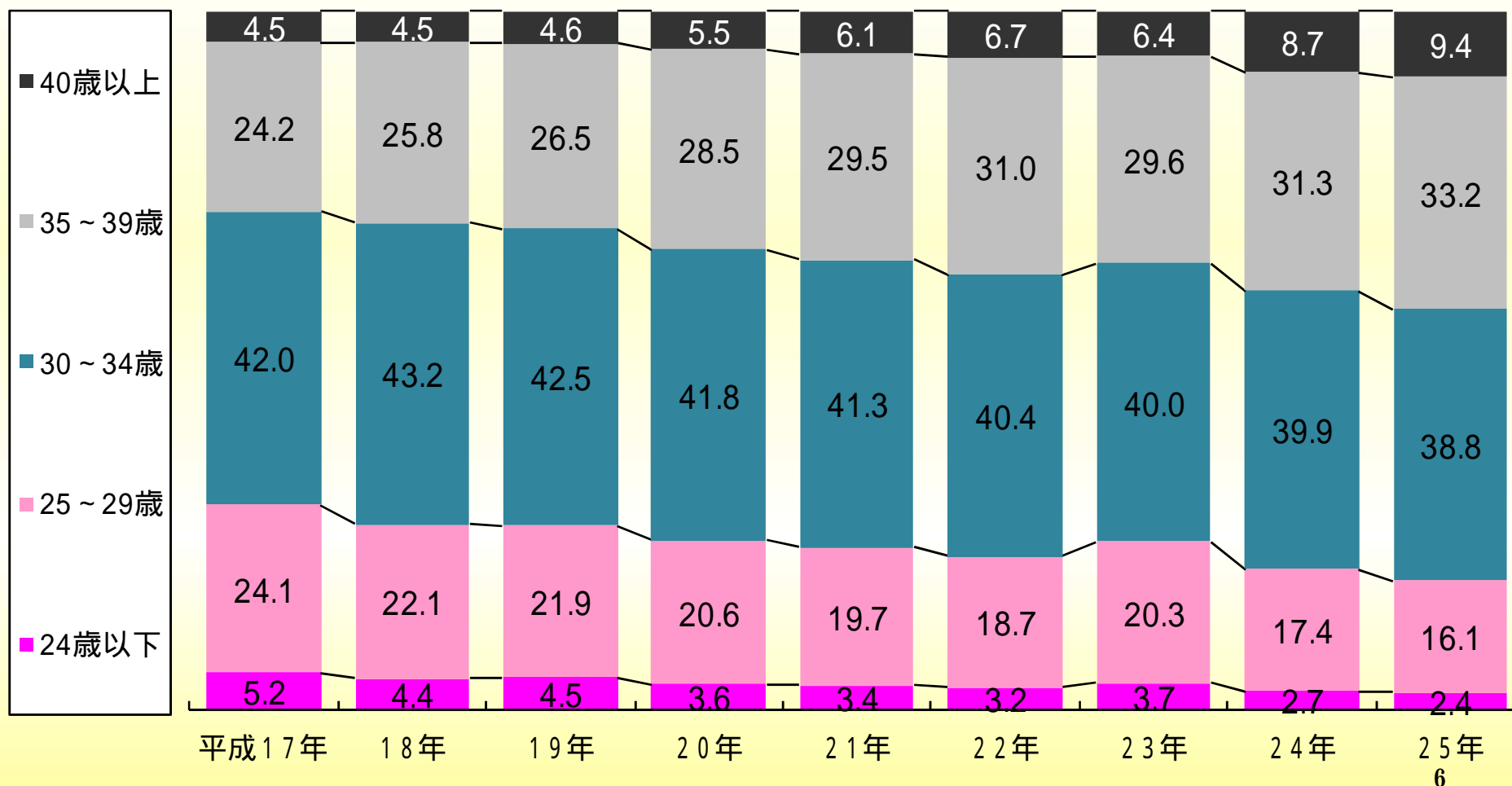
- ・ 出生数 6,210人(平成17年) 7,731人(平成25年)
- ・ 合計特殊出生率 0.80(平成17年) 1.04(平成25年)



< 出生時の母の年齢別割合の推移 >

35歳以上で出産する割合が年々増加しており、平成25年度は全体の42.6%を占めている。

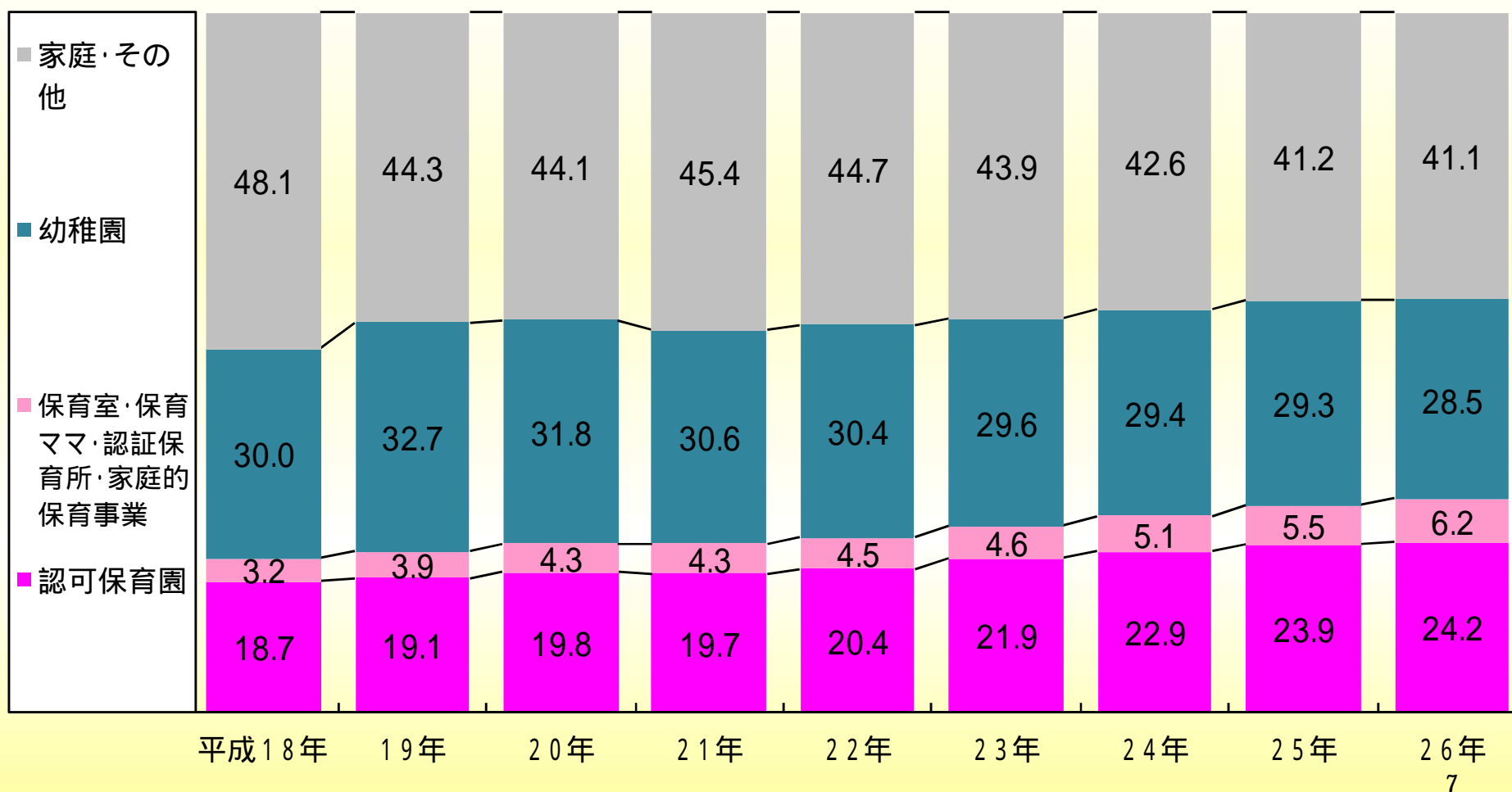
出生時の母の年齢別割合



< 乳幼児の養育状況の推移 >

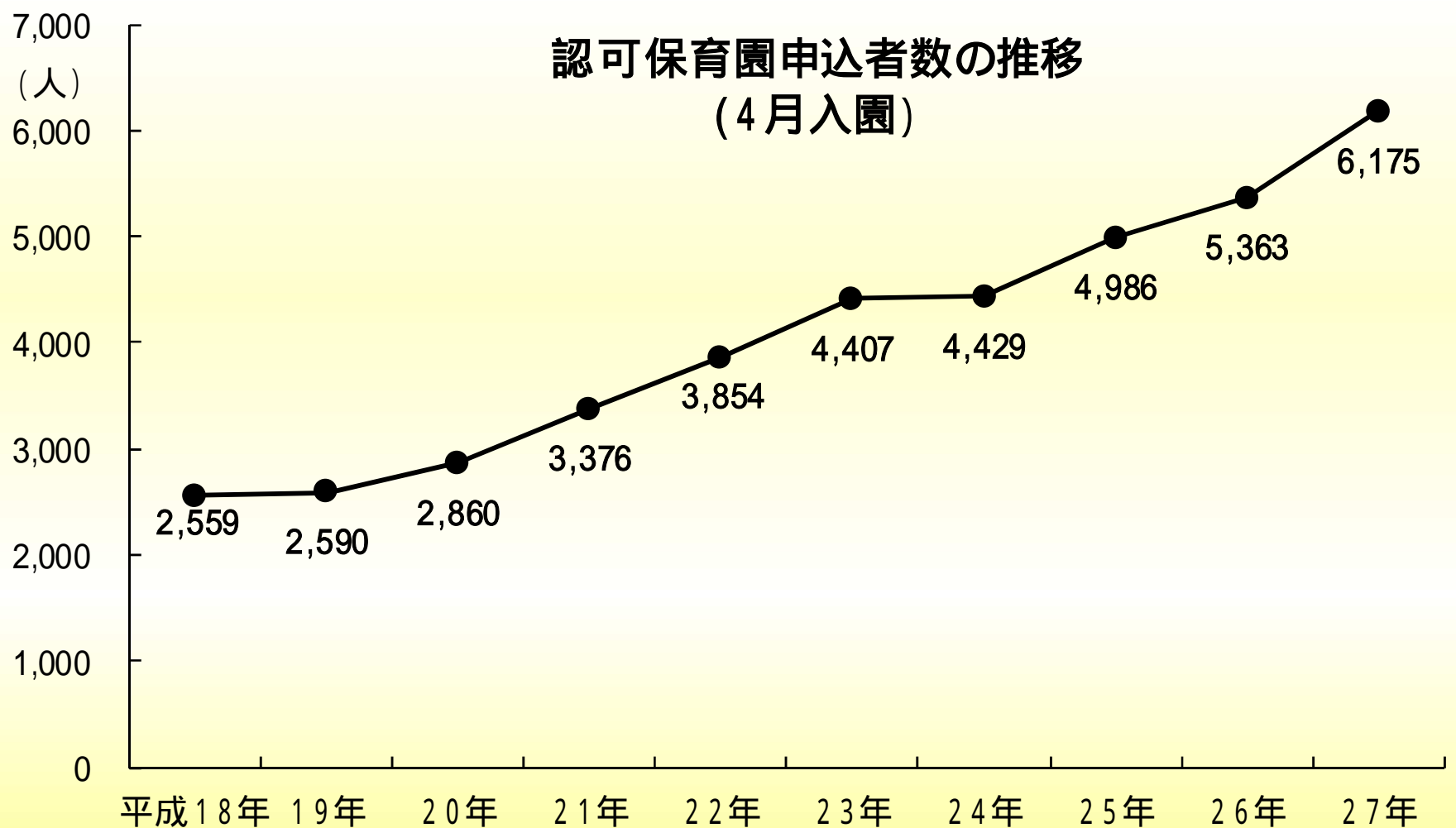
保育サービス(認可保育園・保育室・認証保育所・家庭福祉員)の入所状況の割合は年々上昇しており、26年度は全体の30.4%が保育サービスを利用している

乳幼児の養育状況の推移



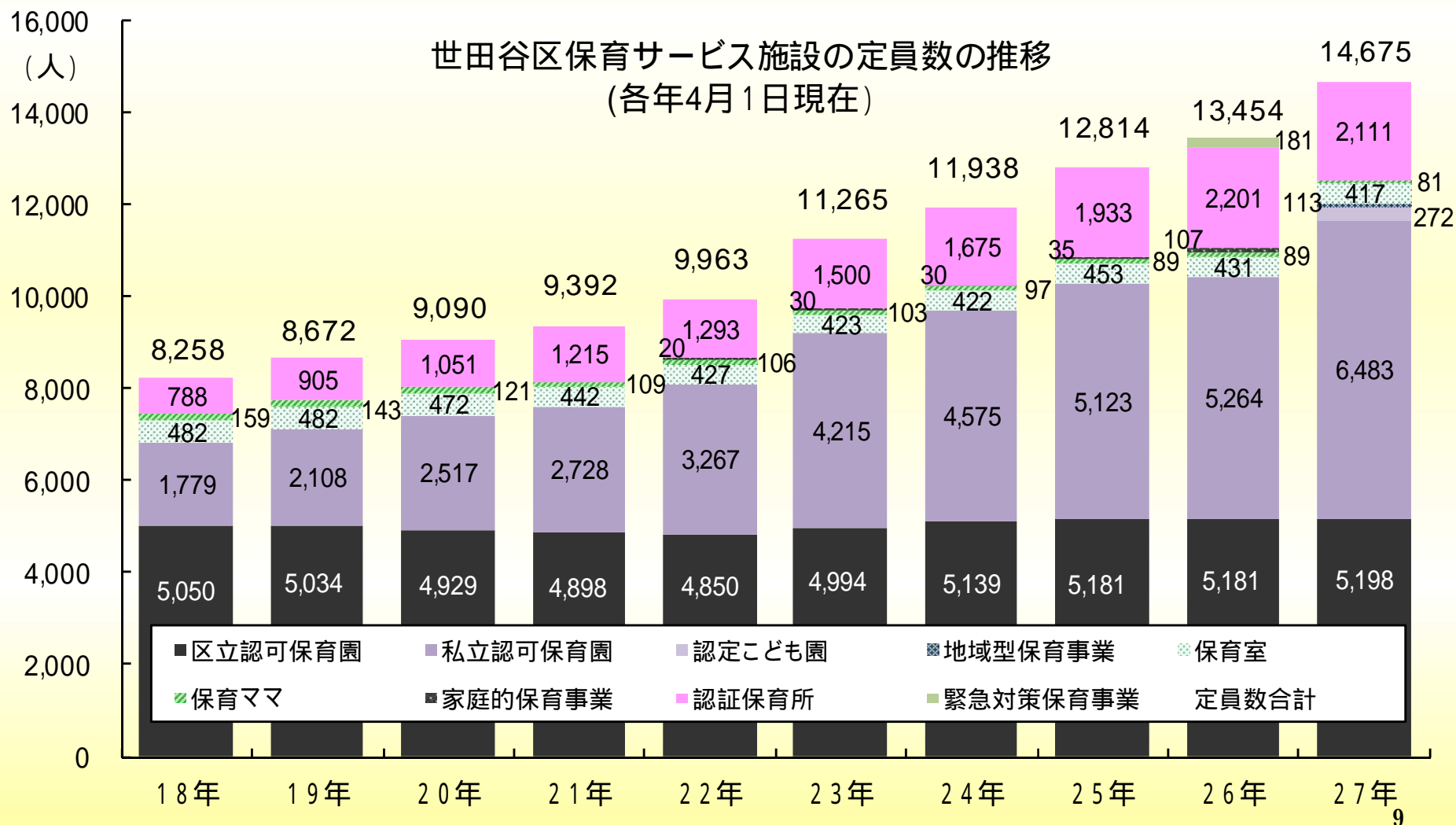
< 認可保育園申込者数（4月入園）の推移 >

認可保育園の申込者数は、年々増加しており、平成27年度は前年度より812人増の6,175人であった。



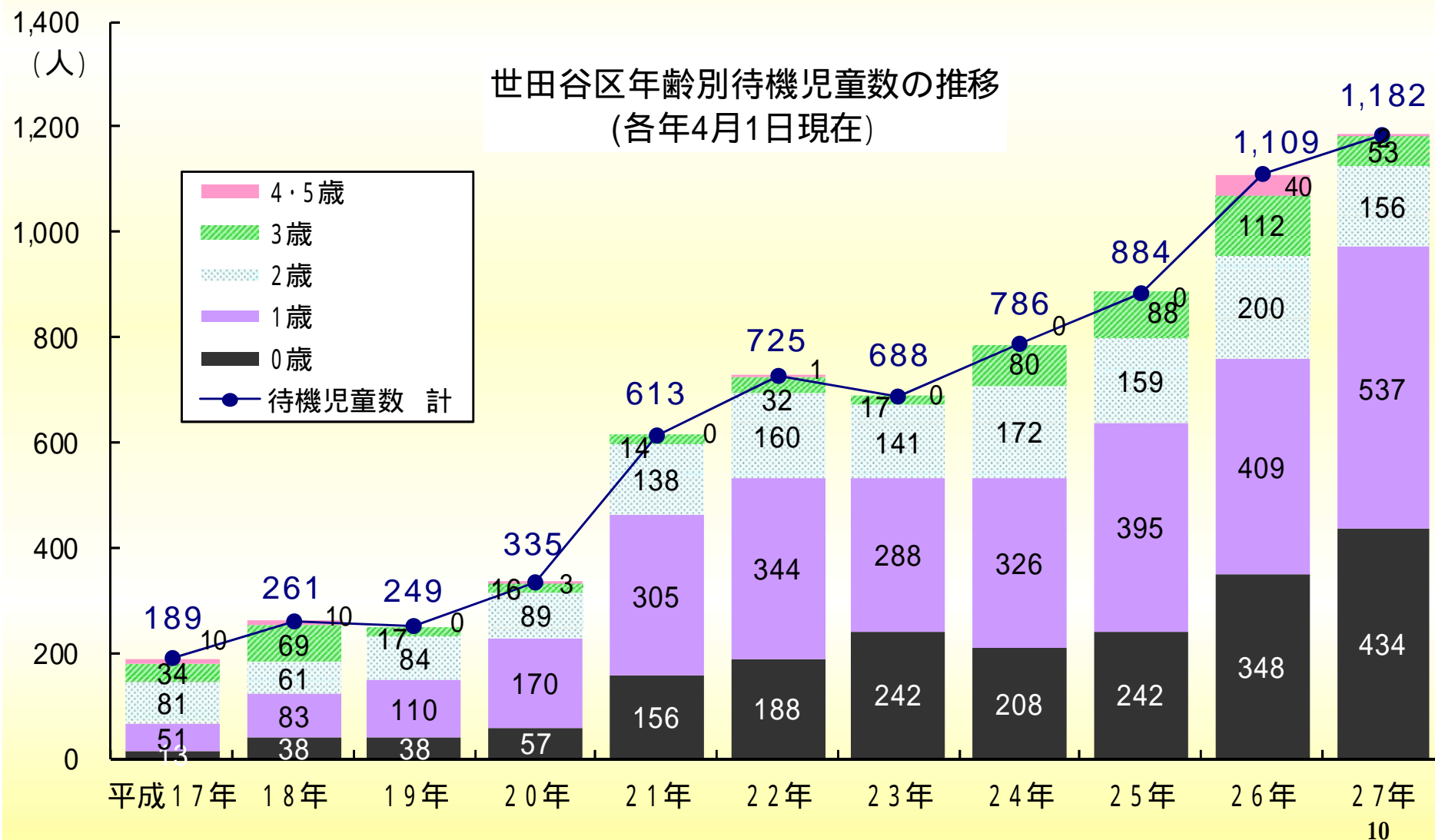
< 保育サービス総定員数の推移 >

待機児の増加に対応するため整備を行い、平成26年度は1,221名分の整備を行った。



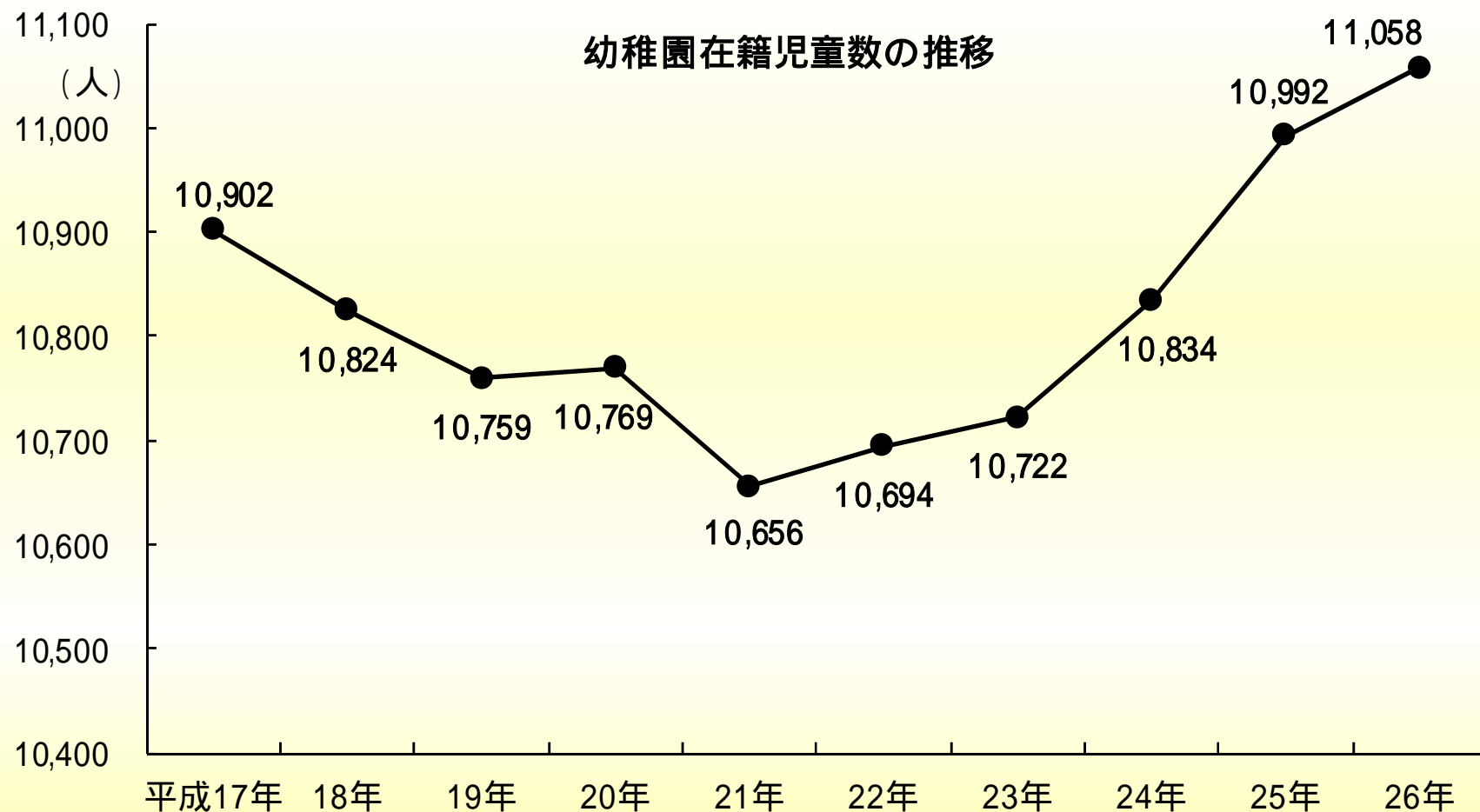
< 保育サービス待機児の推移 >

未就学児童の増加や保育ニーズの増大により増え続けている
平成27年度は26年度に比べ73人増加した。



< 幼稚園在籍児童数の推移 >

区内幼稚園の在籍児童数は、長らく減少傾向にあったが平成21年以降は、増加傾向にある。



・子ども計画(第2期)(H27～36年度)について

子ども計画の基本理念

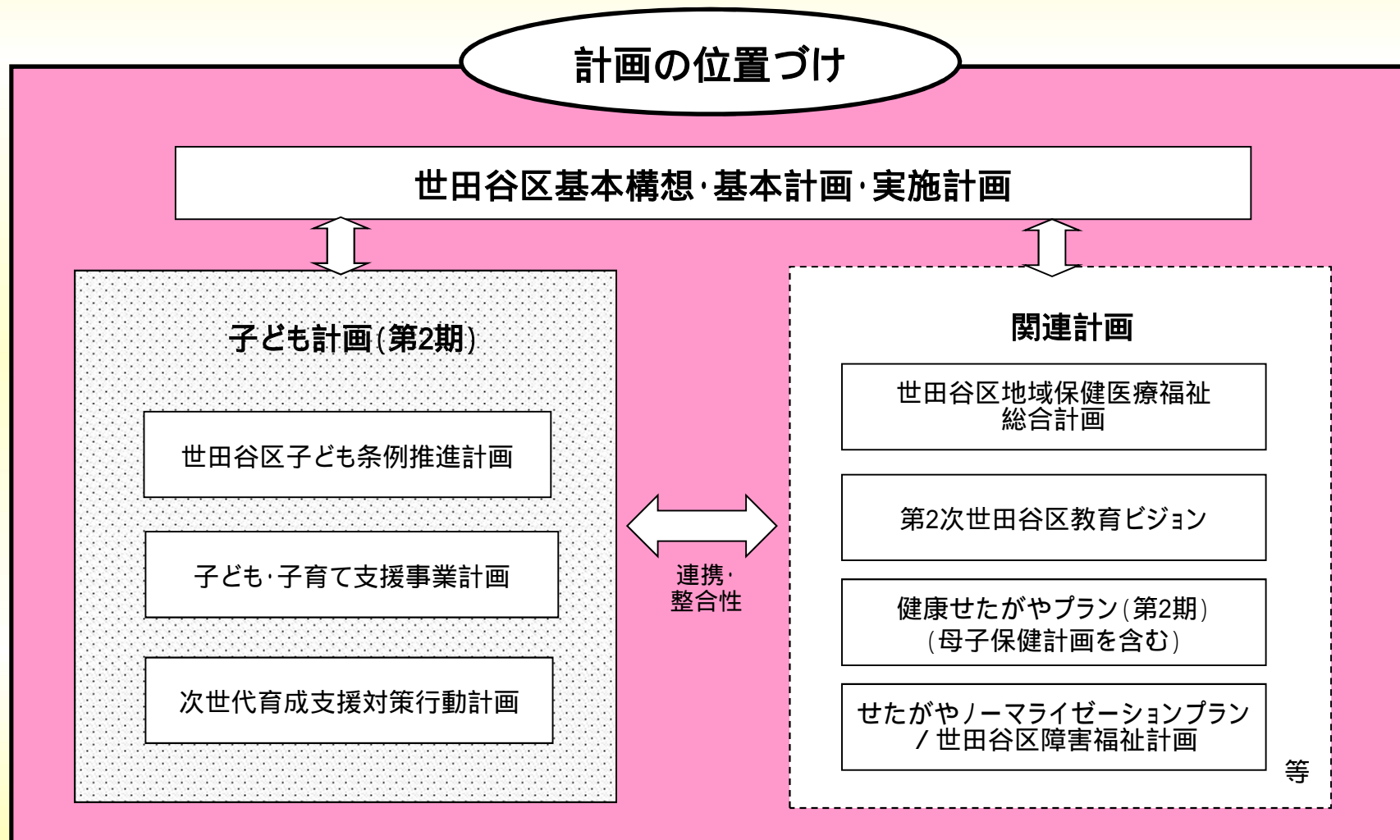
子どもは、一人ひとりが今を生きる主体であるとともに、未来の「希望」です。

子どもは、一人の人間としていかなる差別を受けることなくその尊厳と権利が尊重され、心も身体も健康で過ごし、個性と豊かな人間性がはぐくまれる中で、社会の一員として成長に応じた責任を果たすことが求められます。

世田谷区は

子どもが健やかに成長・自立でき、
また、安心して子どもを生み、育て、
子育てに夢や喜びを感じることができる地域社会を
区民と力をあわせ実現します。

1. 計画の位置づけ



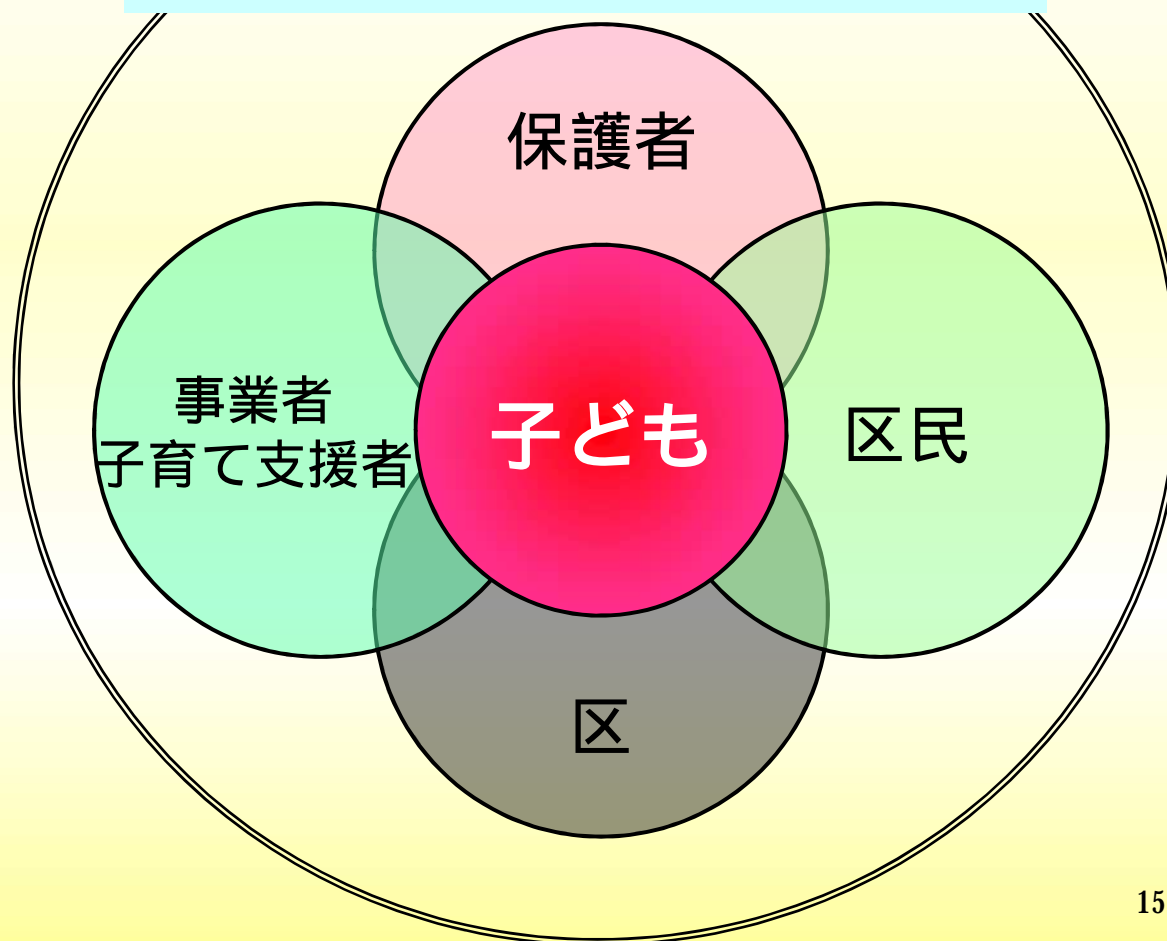
2.計画の基本的考え方

(1)目指すべき姿

- すべての子どもが、家庭や地域・他者との関わりや多様な体験の中で、本来もっている力を存分に発揮し、喜びをもって健やかに育っていくまちを目指します。
- 保護者と区民、事業者等は、すべての子ども子ども時代が豊かなものとなるよう、見守り支えていきます。

子どもがいきいきわくわく育つまち

すべての子どもが、家庭や地域・他者との関わりや多様な体験の中で、本来もっている力を存分に発揮し、喜びをもって健やかに育っていきます。



(2)計画策定にあたっての視点

- 計画の策定にあたっては、地域の様々な資源が提供する支援が最大限生かされるよう、つぎの4つの視点をもって検討を行った。

当事者の参加・ 参画の推進

子ども自身や保護者が、当事者として事業運営や事業の実施主体とどのように関わっていくか。
その仕組みをどのように構築し、支えていくか。

地域で包括的に支える 仕組みの構築

身近な地域で安心して子どもを生き育てられるよう、また、すべての子どもの育ちが子ども自身にとっても保護者にとっても喜びとなるよう、どのように区民・地域の子育て力を高め、地域の資源を生かしながら切れ目なく支えていくか。

若者期を見据えた 子育て支援

やがて社会を担うとともに子どもを育てる立場ともなっていく子どもに対し、どのような体験が望まれ、どのような支えや見守りが必要か。若者が直面する課題を見据えたとき、その手前でどのような施策が求められるか。

区が果たすべき 責任と役割

サービスが量的拡大し、実施主体も多様化する中で、区が目指すサービスの質やサービス利用者である子どもの人権や安全・安心をどのように確保していくか。また、区が主体となって運営する事業が果たす役割をどのように位置づけるか。

3.重点政策

1 妊娠期から切れ目のない支援・虐待予防

妊娠、出産、子育てにかかる父母の不安感や負担感が増してきており、こうした育児不安を抱え込むことは、虐待のリスクを高めることにもつながることから、妊産婦や子育て家庭に寄り添いながら切れ目なく支える仕組みを身近な場から充実します。

2 子育て家庭を支える基盤の整備と質の向上

喫緊の課題である保育待機児解消に向けた保育基盤整備を中心として、すべての子育て家庭を支える基盤の整備・拡充を進めるとともに、保育・幼児教育の質の確保と向上を図ります。

3 子どもの生きる力の育み

子どもが地域の中で主体的に活動できる場や機会を充実させ、すべての子どもが生きる力を育むことのできる環境を整え、地域・社会を担っていく若者、大人、親へと成長していくための基礎となる育ちを地域とともに支えます。

4.計画体系

大項目	中項目
子育て家庭への支援	身近なつどいの場・気軽な相談窓口の充実 子育て力発揮への支援 子どもと親のこころと体の健康づくり
保育・幼児教育の充実	保育施設、多様な保育の整備・拡充 保育・幼児教育の質の向上 保育と幼児教育の一体的な提供
支援が必要な子ども・家庭のサポート	養育困難家庭・要保護児童支援 配慮が必要な子どもの支援 ひとり親・生活困窮家庭等の子どもの支援 悩みや困難を抱えた子どもの支援
質の高い学校教育の充実	地域との連携・協働による教育 「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進 信頼と誇りのもてる学校づくり
子どもの成長と活動の支援	成長と活動の場と機会の充実 子どもの社会への参加・参画の機会の充実
子どもが育つ環境整備	地域の子育て力の向上 社会環境の整備 子どもの権利擁護・意識の醸成

5.子ども・子育て支援事業計画（抜粋）

（1）教育・保育事業の需要量見込み・確保方策

ニーズ調査 平成25年8月実施 { 対象：0～9歳の子どもの保護者
各年齢1,000人、合計10,000人

ニーズ調査に基づき利用意向率を算出

0～2歳保育希望	3～5歳保育希望	3～5歳幼稚園希望
44%	<u>43%</u>	28%

推計人口を乗じて各年度の需要量見込みを算出

平成31年度需要量見込み

保育0歳	保育1・2歳	保育3～5歳	幼稚園3～5歳
2,911人	6,556人	9,262人	12,147人

平成31年度確保の内容

保育0歳	保育1・2歳	保育3～5歳	幼稚園3～5歳
2,256人	7,882人	9,773人	13,446人

(2) 子ども・子育て支援事業の需要量見込み・確保方策 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。当面の間、各地域2ヶ所にセンター機能を担う1ヶ所を加えた11ヶ所を需要量見込みに設定し、確保を目指します。

27年度は、各地域の子ども家庭支援センター5ヶ所に加え、ひろば事業実施場所でのひろば型1ヶ所とセンター機能1ヶ所で実施予定です。

	25年度実績	27年度	31年度
需要量見込み		11ヶ所	11ヶ所
確保の内容	5ヶ所	7ヶ所	11ヶ所

(2) 子ども・子育て支援事業の需要量見込み・確保方策 地域子育て支援拠点事業

世田谷区ではひろば事業として児童館や地域の施設で実施しています。子育て中の親子が気軽に立ち寄り、交流できるひろばで、子育て相談や子育て情報の提供を通して、子育てに対する不安の解消や負担感を軽減し、地域の子育て支援機能の充実を図る事業です。

	25年度実績	27年度	31年度
需要量見込み(人日)		333,608	333,019
需要量見込み(ヶ所)		52ヶ所	52ヶ所
確保の内容 (ヶ所)	38ヶ所	44ヶ所	52ヶ所

(2) 子ども・子育て支援事業の需要量見込み・確保方策

一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業

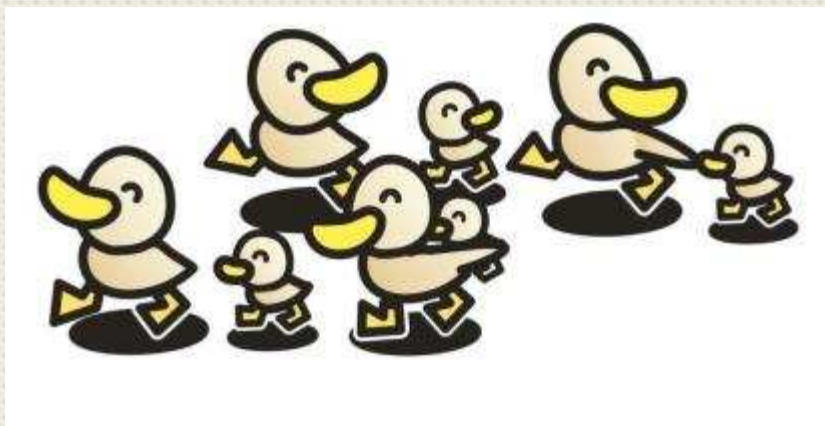
家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業です。子育て中の親のリフレッシュ等育児負担の軽減を図るため、理由を問わずに子どもを短時間預かる事業(ほっとステイ)を含みます。

ファミリー・サポート・センター事業は、児童の預かり等の援助を受けたい方と援助を行いたい方との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

就学前児童	25年度実績	27年度	31年度
需要量見込み(人日)		191,090	191,243
確保の内容(一時預かり)	99,050	139,250	190,250
確保の内容(ファミサポ)	(15,183)	16,701	22,775

就学児童(ファミサポ)	25年度実績	27年度	31年度
需要量見込み(人日)		41,636	45,920
確保の内容(人日)	(3,138)	3,451	4,707

子ども・子育て支援新制度について



1 新制度における教育・保育施設・事業の概要

< 施設型 > 東京都の認可

幼稚園 3歳～5歳

保育所 0歳～5歳

認定こども園 0歳～5歳

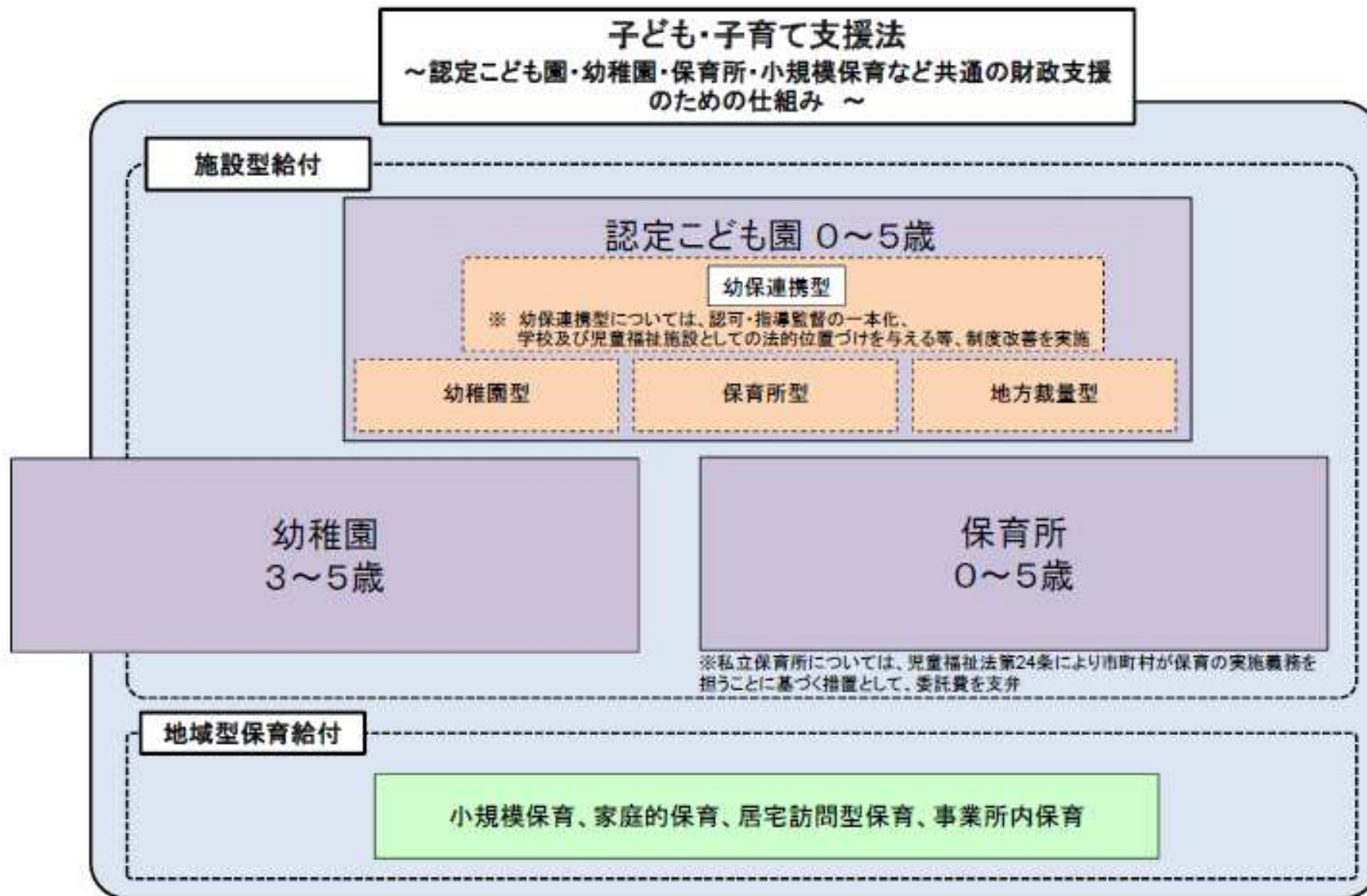
< 地域型保育事業 > 主に0歳～2歳 区の認可

家庭的保育事業 定員5人以下

小規模保育事業 定員6人～19人以下 *C型は～10人

事業所内保育事業 従業員の子と地域の子を一緒に保育

居宅訪問型保育事業 保護者自宅内で1対1の保育



< 地域子ども・子育て支援事業 >

利用者支援事業

時間外保育事業

放課後児童健全育成事業(学童クラブ)

子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

乳児家庭全戸訪問事業(乳児期家庭訪問事業)

養育支援訪問事業

地域子育て支援拠点事業(ひろば事業)

一時預かり事業

病児・病後児保育事業

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

妊婦健康診査事業

教育・保育に必要な費用の助成事業

多様な事業者による設置・運営促進事業

2 「認定」制度の導入

新制度の施設や事業の利用にあたり、「認定」を受ける必要があります。

< 認定区分 >

1号認定 (満3歳以上・教育標準時間認定)

……幼稚園 認定こども園

2号認定 (満3歳以上・保育認定)

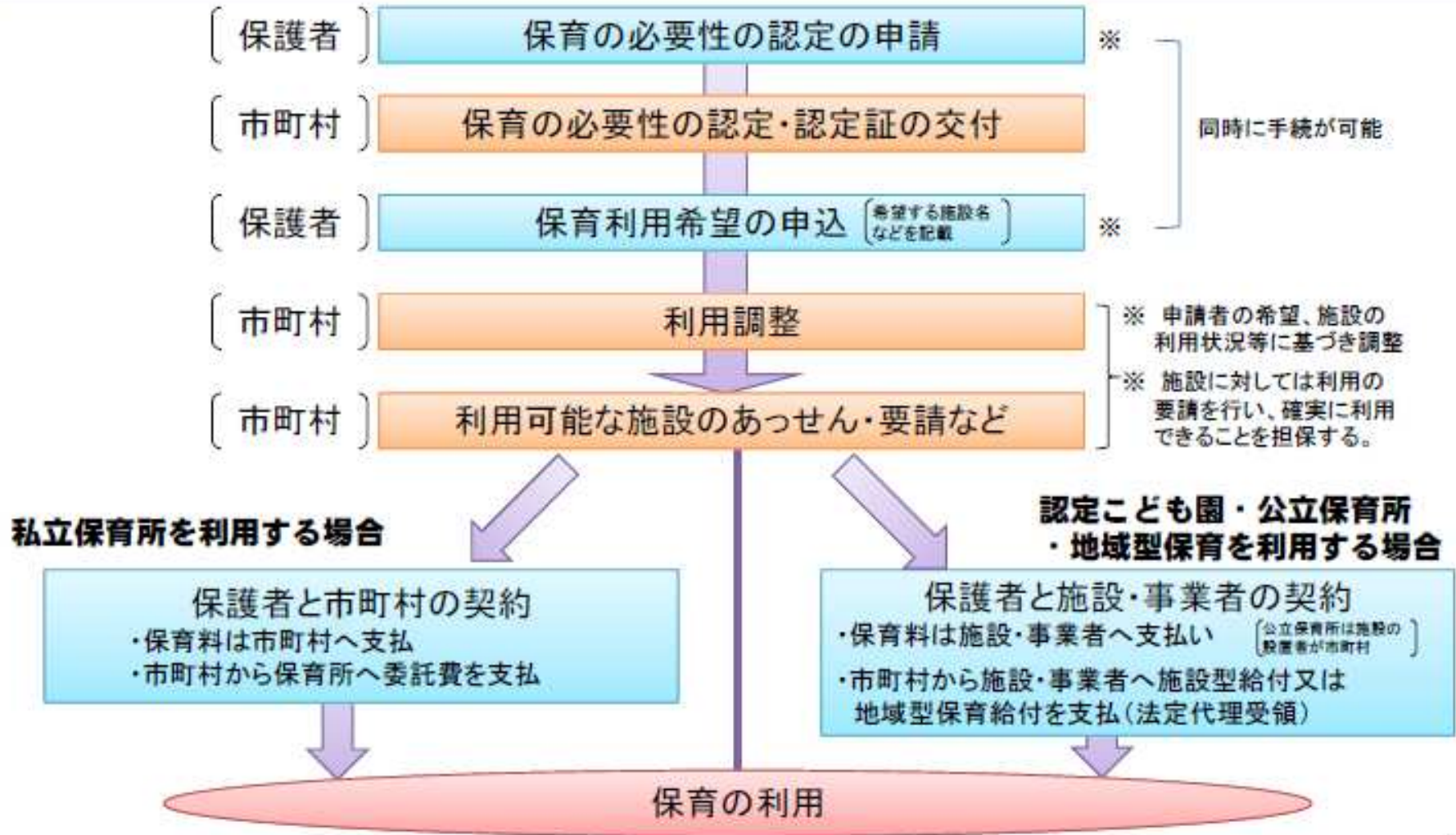
……保育所 認定こども園

3号認定 (満3歳未満・保育認定)

……保育所 認定こども園 地域型保育事業

◆ 保育を必要とする場合の利用調整の手順(イメージ)

- 当面の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。
- 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者との間の契約とする。
- 私立保育所は市町村と利用者との間の契約とし、保育料の徴収は市町村が行う。



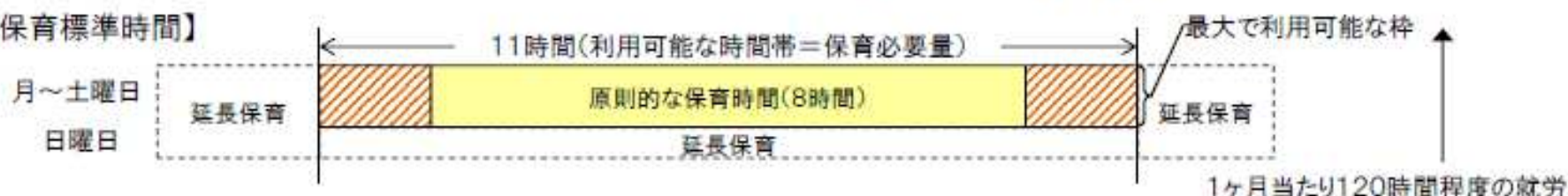
保育の必要性の認定について①

- 保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大括りな2区分を設定。
- この2つの区分の下、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定。

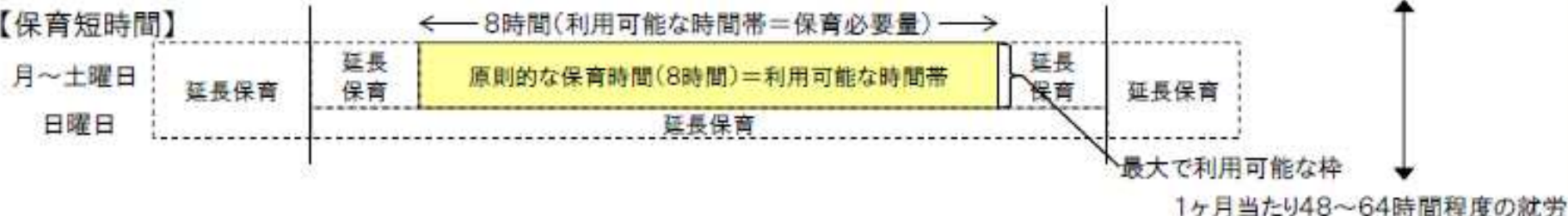
[保育必要量のイメージ](一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合)

※開所時間は市町村、施設・事業ごとに定める

【保育標準時間】



【保育短時間】



(参考)平成26年1月15日子ども・子育て会議「保育の必要性の認定に関する基準案取りまとめに当たっての附帯意見」

- (前略)新たな基準に基づく保育の実施に当たっては、保護者が、その就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすることが制度の趣旨であることを周知し、共通認識とすること。
- (前略)保育の必要性の認定の対象となり得る子どもに対する幼稚園の預かり保育・一時預かりを含め、多様な提供手段が選択肢として確保されるとともに、それぞれの提供手段に対する支援が適切に行われるようにすること。
- (前略)柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境整備や、父親も子育てができる働き方の実現、事業主の取組の社会的評価の推進などの施策を積極的に進めていくこと。

保育の必要性の認定について②

1. 概要

- 子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組み。
- 保育の必要性の認定に当たっては、①「事由」(保護者の就労、疾病など)、②「区分」(保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量)について、国が基準を設定。

2. 「事由」について

- 給付の対象となる教育・保育の適切な提供等に当たって施設・事業者に対して求める基準を設定。

現行の「保育に欠ける」事由

○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること

- ①昼間労働することを常態としていること(就労)
- ②妊娠中であるか又は出産後間がないこと(妊娠、出産)
- ③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること(保護者の疾病、障害)
- ④同居の親族を常時介護していること。(同居親族の介護)
- ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること(災害復旧)
- ⑥前各号に類する状態にあること。(その他)

新制度における「保育の必要性」の事由

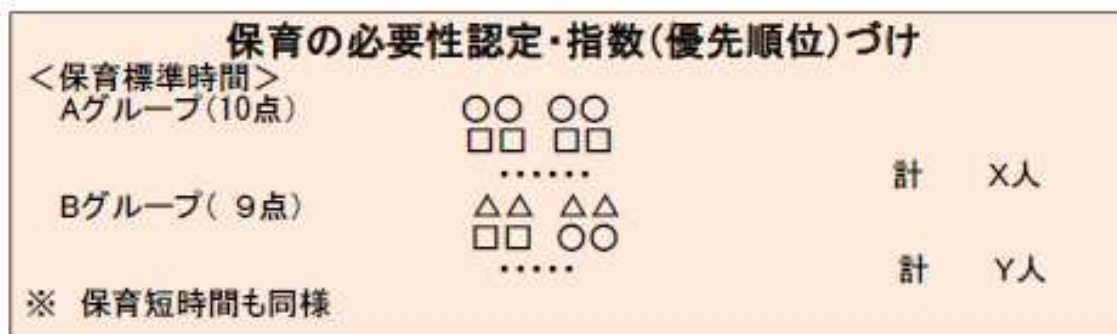
○以下のいずれかの事由に該当すること

※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

- ①就労
・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く)
- ②妊娠、出産
- ③保護者の疾病、障害
- ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護
・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動・起業準備を含む
- ⑦就学・職業訓練校等における職業訓練を含む
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

保育の必要性の認定について③

※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、現行の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用



3 新たに創設された 地域型保育事業

(1) 地域型保育事業の国の認可基準

地域型保育事業の認可基準について

小規模保育事業の認可基準について

- 小規模保育事業については、多様な事業からの移行を想定し、A型(保育所分園、ミニ保育所に近い類型)、C型(家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型)、B型(中間型)の3類型を設け、認可基準を設定する。
- 特に、B型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1/2以上としているが、同時に、小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて、質の確保を図る。
- また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定を検討することで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしていく。

<主な認可基準>

		保育所	小規模保育事業		
			A型	B型	C型
職員	職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育所の配置基準+1名	保育所の配置基準+1名	0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)
	資格	保育士 ※保健師又は看護師の特例有(1人まで)	保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。	1/2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備面積	保育室等	0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳～2歳児 いずれも1人3.3㎡
		給食	自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員

- ※ 小規模保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。
- ※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。
- ※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。

家庭的保育事業等の認可基準について

○ 家庭的保育事業等については、現行の事業からの移行や、それぞれの事業形態、特徴等を踏まえ、基準を設定する。

<主な認可基準>

		家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
職員	職員数	0～2歳児 3:1 家庭的保育補助者を置く場合 5:2	定員20名以上 保育所の基準と同様	0～2歳児 1:1
	資格	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) * 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者		必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0歳～2歳児 1人当たり3.3㎡	定員19名以下 小規模保育事業A型、B型の基準と同様	—
処遇等	給食	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員 (3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当すること可)	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	—

※ 家庭的保育事業、事業所内保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。(事業所内の卒園後の受け皿に関しては、地域枠の子どものみ対象)

※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。

※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。

(2) 地域型保育事業の区の認可基準

(世田谷区家庭的保育事業等の
設備及び運営の基準に関する条例)

(目的)

区が認可する地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)の基準を定める条例。

(主な項目)・・・下記独自基準以外は国基準と同様

一般原則 連携施設 非常災害への備え 衛生管理 食事の提供 健康診断 設備・面積基準 職員数 職員の資格要件

(独自基準)

建物の耐震基準 小規模保育B型の保育士割合(6割以上)
居宅訪問型の事業者・保育従事者要件

4 新たに創設された教育・保育 施設・事業の「確認」制度

(1) 国が定める運営基準

確認制度について②（運営基準）

- 市町村の確認を受ける施設・事業者が遵守すべき運営基準に規定する内容については、例えば以下のような事項が考えられる。基準の規定内容と運用に当たって通知等により明確化する内容等を整理しつつ、対応方針を検討。

分類	主な事項
利用開始に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"> ・内容・手続きの説明、同意、契約 ・応諾義務(正当な理由のない提供拒否の禁止) ・定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考 ・支給認定証の確認、支給認定申請の援助
教育・保育の提供に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 ・子どもの心身の状況の把握 ・子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含む) ・連携施設との連携(地域型保育事業のみ) ・利用者負担の徴収(実費徴収、上乗せ徴収を含む) ・利用者に関する市町村への通知(不正受給の防止) ・特別利用保育・特別利用教育の提供(定員外利用の取扱い)
管理・運営等に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、掲示 ・秘密保持、個人情報保護 ・非常災害対策、衛生管理 ・事故防止及び事故発生時の対応 ・評価(自己評価、学校関係者評価、第三者評価) ・苦情処理 ・会計処理(会計処理基準、区分経理、使途制限等) ・記録の整備
撤退時の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・確認の辞退・定員減少における対応(利用者の継続利用のための便宜提供等)

確認制度について③（情報公表）

- 施設・事業者の透明性及び教育・保育の質向上を促すための教育・保育に関する情報の報告及び公表の対象となる事項について設定（都道府県が公表）。

分類		主な事項
基本情報	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・名称、所在地、代表者の氏名等
	施設	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の種類（幼稚園、保育所、認定こども園）、地域型保育事業の種類（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育） ・名称、所在地等 ・施設設備の状況（居室面積、定員、園舎面積、園庭等の状況） ・職員の状況（職種ごとの職員数、免許の有無、常勤・非常勤、勤続年数・経験年数等） ・職員1人当たりの子ども数 ・利用定員、学級数、在籍子ども数 ・開所時間等 など
運営情報		<ul style="list-style-type: none"> ・施設、事業の運営方針 ・教育・保育の内容・特徴 ・選考基準 ・給食の実施状況 ・相談、苦情等の対応のための取組状況 ・自己評価等の結果 ・事故発生時の対応 など

(2) 区が定める運営基準

(世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例)

(目的)

区が子ども・子育て支援給付として確認を行う認可施設(保育所、区立幼稚園、認定こども園、新制度・幼稚園)や地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)の運営の基準を定める条例。

(主な項目)・・・下記独自基準以外は国基準と同様

一般原則 利用定員 応諾義務 利用者負担 評価の実施
運営規程 虐待等の禁止 苦情対応 地域連携 事故防止・発生時対応 会計区分 記録の整備

(独自基準)

事故報告書の提出 施設別経理区分 財務諸表公表 職員賃金台帳の整備

5 その他新制度の実施にあたり 区が定めた条例

- (1)世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例
- (2)世田谷区支給認定及び保育所等の利用調整等に関する条例
- (3)世田谷区保育料条例
- (4)世田谷区立幼稚園保育料条例

(1) 世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

(目的)

放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の設備と運営の基準を定める条例。

(主な項目)

一般原則 設備・面積基準 開所時間 運営規程 苦情対応
保護者との協力 事故発生時対応

(2) 世田谷区支給認定及び保育所等の利用調整等に関する条例

(目的)

子ども・子育て支援給付の対象となる施設や事業を利用するにあたり、区が行う支給認定の根拠、また、施設や事業の利用調整の根拠を定める条例。

(主な項目)

支給認定の根拠 利用調整の根拠

利用調整基準について

< 基本的な考え方 >

長年にわたる積み上げの中で運用されてきた現行の入園選考基準(実施基準、調整基準、同一指数世帯の優先順位)を基本として、新制度のしくみに伴う事項やこれまで寄せられた意見・要望を踏まえ、変更を行う。

主な修正箇所(世帯単位から児童毎に変更)

保育の利用基準・指数

- ・保育の必要性認定の最低基準 月48時間以上の就労
- ・「日中保育」の「日中」は削除
- ・「災害及び求職」要件による利用期間 最長で就学前まで

調整基準・指数

- ・同居の祖父母(60歳未満)→(65歳未満)

- ・有償受託の加点(現在、+ 6)
 - 0歳児クラス申込みの場合 + 5
 - 1～5歳児クラス申込みの場合 + 6
- ・利用年齢に上限がある地域型保育事業等の卒園児
(受け入れできる連携施設がある場合を除く) + 20
- ・認定こども園在園児で1号から2号に変更になる場合
+ 20
- ・勤務実績と収入実績の整合がない場合 - 10
- ・正当な理由なく保育料を3ヶ月以上滞納している場合
- 20

同一指数児童の優先順位

- ・3歳児の地域型保育事業等卒園児、居住期間を追加
育児短時間勤務の継続等による退園ルールは撤廃

(3) 世田谷区保育料条例

(目的)

新制度の子ども・子育て支援給付の対象となる施設や事業を利用するにあたっての利用者負担である保育料等について定める条例。

(主な項目)

保育料額(月額) 保育料額の決定方法 減免となる場合の要件 区立保育園の延長保育料 等

(4) 世田谷区立幼稚園保育料条例

(目的)

区立幼稚園の保育料について定める条例。

(主な項目)

保育料額(月額) 保育料額の決定方法 減免要件 預かり保育料 等

保育料に関する基本的な考え方

- (1) 応能負担の原則のもと、1号認定の保育料は現行の私立保育園の保育料や負担軽減の水準をもとに設定した。ただし、区立幼稚園は現行水準を上限とした。
- (2) 保育認定の2・3号の保育料は、所得階層区分を住民税の所得割課税額を基本とする区分に変更する。保育料額は現行を継承した。
- (3) 旧年少扶養控除による再計算の取り扱いは行わない。ただし、在園児に限り当面再算定を継続する。
- (4) 保育短時間認定の保育料は、約1.7%マイナスの額とした。
- (5) 多子軽減は現行を継続した。
- (6) 年度途中の切り替えは、毎年9月(全国一律)とした。
- (7) 施行は、平成27年4月1日。

・その他の取組み

子ども・子育て応援都市宣言

- 世田谷区は、平成27年3月3日、同年4月に世田谷区子ども計画(第2期)及び子ども子育て支援新制度が始まる節目にあわせて、区民と力をあわせて「子どもがいきいきわくわく育つまち」を築いていく基本姿勢を明確にするため、子ども・子育て応援都市宣言を行いました。
- 宣言では、「今をきらめく宝」である子どもたちが「のびのびと安心して育つ環境」をつくるため、区が「区民と力をあわせて、子どもと子育てにあたたかい地域社会」を築くことを掲げています。

世田谷区保育の質ガイドライン

「子どもを中心とした保育」を実践するための基本的な指針として、行政や事業者の責任や役割を定めるとともに、保護者の参加・参画の推進や地域資源を活用した包括的な支援の仕組みの構築による保育の質の向上をめざして策定された。

ガイドラインの活用により、保護者、事業者、区民と共通理解を深め、ともに保育の質の向上に取り組みます。

【記載概要】

- (1) 子どもの権利を守ることへの配慮
- (2) 保育実践力・問題解決力の高い人材育成
- (3) 子どもが快適に生活できる保育環境の設定
- (4) 子どもの発達を理解し個々の状況に応じた保育計画を立て、保育集団で振り返りを行い明日の保育に反映させる。
 - 生活と遊びを通じた教育
 - 適切な食生活・食習慣の定着、食育の推進
 - 心身ともに健やかに成長できる健康観察と衛生管理
- (5) 安全管理
- (6) 保護者支援・地域の子育て支援
- (7) 民主的な園運営と健全な事業経営